



区職員の懲戒処分について

と き	令和元年10月8日(火)発表
と ころ	練馬区役所(練馬区豊玉北6-12-1)

練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。

【公表内容】

1 窃盗行為

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

環境部 技能主任 45歳 男性 停職1月

概要

当該職員は、平成31年4月24日に都内のホームセンターにおいて、日用品等の商品21点(21,384円相当)を窃取した。

本件行為により、窃盗罪の容疑で書類送検され、令和元年5月31日付けで不起訴処分となった。このことは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

2 廃棄物の投棄行為

処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

地域文化部 係長 39歳 男性 戒告

概要

当該職員は、平成28年9月から平成29年4月にかけて、たばこの吸い殻を自宅賃貸マンションに隣接する私有地にみだりに捨てた。

本件行為により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反として書類送検され、令和元年5月27日付けで罰金30万円の略式命令を受けた。

このことは、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、懲戒処分とした。

3 処分年月日

令和元年10月2日